

らない。このことは、個々の下請事業の安全衛生管理義務を排除するものではないことは論を俟ないところである。

2. 下請混在作業における問題点

(1) 二次以下の下請事業に災害が多いこと

重層請負の形で仕事が行われている場合、労働災害が多発しているのは、一般に二次以下の下請事業である。これらの事業は、通常、規模が小さく、中には出張作業的に数人の作業者が出かけてきて仕事を行うというケースもみられる。そうしたこともあって、作業を指揮する体制が確立されておらず、ときには監督者不在のまま作業がすすめられるといった例もある。これらのことが災害多発の背景的要因となっているのである。

スポット的に入ってくる二次以下の請負事業に対しては、元請事業の目がとどかず、十分な指導を行うことができないという面があることも否定できない。また、このような二次、三次の下請事業は仕事のうちの極く限られた部分を担当しているため、全体がどのような形ですすめられているかがよく判らず、マイペースで作業を行い勝ちになりやすい。

こうしたことから、作業の進行とそれに対応する安全衛生対策との間にズレが生じ、また元請事業と下請事業との間あるいは下請事業相互間の連絡調整が不徹底になってしまい勝ちである。

このような問題を解決するにあたって、まず求められるのは、二次以下の下請事業の把握である。そのためには、それぞれの請負事業は、みずからに所属する下請事業を的確に掌握するとともに、それを直近上位の請負事業（当該下請事業からみれば注文者になる）に報告することが必要である。

つぎに大切なことは、元請事業と全請負事業とが一本のパイプで強く結ばれ、かつ、このパイプをつまらせないということである。請負事業が一部の仕事を下位の請負事業におろす場合には、仕事の内容、安全衛生上の問題点とそれらに対しとるべき措置などについて十分な指導を行うとともに、仕事の遂行過程においてその実施状況をチェ

ックし、必要な追指導をなすべきである。また、仕事を請負った側には、上位の請負事業に対し、仕事の進み具合、その過程で生じた問題点などを報告し、指示を仰ぐことがのぞまれる。

(2) 親企業や元請事業の建設物や設備を請負事業の作業者が使用するケースが多いこと

この場合には、実際にそれらを使用する作業者が所属している請負事業に設備の安全保持義務があるわけであるが、みずからの所有物件でないだけに、補修など措置について十全を期することはむづかしい。その結果、不安全状態が放任されるおそれがある。

したがって、それらの設備が請負事業に所属する作業者によって使用される場合であっても親企業あるいは元請事業は、みずからの作業者が使用する場合と同様、事前に十分な点検を行って、安全衛生上の問題がないことを確認するとともに、それらの使用にあたって留意すべき事項について必要な指導を行うことを忘れてはならない。

請負事業が移動式の設備（アーク溶接機、電動工具など）を構内に持ち込んで作業を行う場合、安全性が確保されていなかったため災害を起すに至ったという例も少なくない。この場合には、設備の所有権は下請事業側にあるわけであるが、そうかといって親企業や元請事業は手を拱いていてはならない。みずからが実施主体となって総合安全衛生管理を推進しているのであるから、たとえ請負事業が持ち込む機械器具であってもきびしく目を光らせるべきである。すなわち、これらの設備を持ち込む段階において所要の構造要件を備えているかどうかをチェックし、不備が認められる場合には、構造要件に適合するよう是正しない限り、持ち込みを禁止しなければならない。また、その際、用途、使用場所、使用期間、操作者の技能（資格が法定化されているものについては、当該資格の有無）を確認することが大切である。

3. 総合安全衛生管理体制

総合安全衛生管理をすすめる体制（しくみ）は、つぎの3つによって構成される。

れている。

(3) 下請事業における安全衛生責任者

総合安全衛生管理がうまく行われるためには、親企業あるいは元請事業における体制を整備するとともに、下請事業側の体制を確立することが重要である。すなわち、下請事業側においても総合安全衛生管理推進の掌にあたる者（安全衛生責任者）を選任し、この者に親企業あるいは元請事業において選任される総合安全衛生管理を統括管理する者との連絡調整にあたらせ、親企業あるいは元請事業と一体的に安全衛生管理をすすめなければならない。

図1は、この関係を示す。

労働安全衛生法は、建設業および造船業に属する事業が一つの場所において行う仕事の一部を請負人に請負わせる場合であって請負人の労働者を含め、常時50人以上の労働者を使用するときは、元方事業者に対し統括安全衛生責任者の選任を事業者が義務づけているが、同時にそれ以外の請負人に対し、安全衛生責任者の選任を求め、前記の事項をその職務として定めている。

4. 総合安全衛生管理はどのようにすすめるか

(1) 発注部門、技術部門などとの連けい

請負事業において行われる工事や作業の安全衛生は工期、施工方法、安全衛生関係予算などに支配されることが少なくない。すなわち、工事を作業の遂行過程における災害を防ぐためには、それらの発注を担当する発注部門および技術的指導を行う生産、設計などの技術部門との連けいが極めて重要である。

それにより、当該工事や作業の設計、計画の段階や発注の時点において工事や作業が安全、かつ、衛生的に遂行されるため必要な配慮が払われることがはじめて可能になったのである。

新しい生産方式、施工方法、機械設備などの採用にあたっては、それによる安全衛生面の影響を事前に検討し、もし問題点が検出されたならば、その段階においてそれらに対する措置を講じなければならない。いわゆるセーフティ・アセスメン

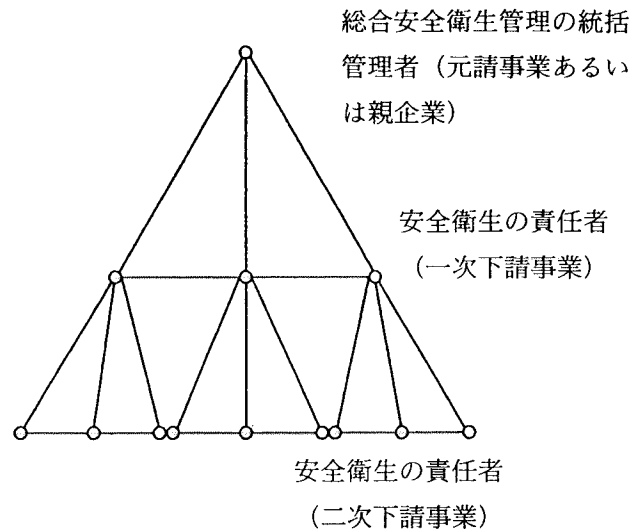


図1 総合安全衛生管理組織

トの実施である。(本講座・第52号 (V) 回参照)

(2) 協議組織の設置および運営

協議組織は、それを設けることがねらいでなく、その組織が有効に機能し、元方事業と全請負事業とが一体となり、あたかも一つの事業におけるが如き安全衛生管理活動がすすめられるようにするのが目的である。したがって、親企業または元請事業の主宰あるいはバックアップの下に開催され、全請負事業がこれに参加しなければならない。と同時に、協議組織において定められた事項は、その後の仕事の中で確実に実施されるべきである。

協議事項には、個々の事業場においてなすべきことがらであるが、協議会として実施した方がより効果的であるとおもわれる事項と個々の事業場において行われる事項であって、協議会として支援措置を講ずべきものとの2つがある。

前者に属するものとしては、安全衛生点検基準の作成、安全装置や保護具の共同購入、健康診断の共同実施、安全衛生担当者に対する研修、安全衛生大会の開催などがある。後者に属するものとしては、安全衛生パトロールの実施、安全衛生相談などがあげられる。

(3) 合図、標識、警報などの統一

建設工事現場、造船業、製造業などの構内では、天井走行クレーン、移動式クレーンなどがさかんに用いられる。この場合、クレーン運転士は、元請事業あるいは親企業に属し、玉掛けや合図を行

う者は、下請事業に雇用されているといった例は珍しくない。したがって、クレーンなどの運転についての合図や警報を統一しておかないと認識のちがいがから大きな災害を起しかねない。

危険場所への立入り禁止についても同様である。統一的な標識を定めておかないと徹底を欠き、不用意に立入り禁止区域へ入るおそれがある。こうしたことを防ぐためには、統一的な標識を用いることが大切である。

採用された合図、標識、警報などは、関係作業者に周知しなければならない。このことは、清掃、点検、修理などの業務を行うため、スポット的に入ってくる下請事業の作業員についても同様である。

(4) 下請事業が行う安全衛生教育などについての指導、援助

みずからの作業員に対し、必要な安全衛生教育などを行うことは、いうまでもなく、それぞれの下請事業の事業者が課せられた義務である。しか

し、それが親企業あるいは元請事業の構内で行われること、下請事業の多くが中小企業であることなどを考えると、そのみで十全を期することはむづかしいといわざるを得ない。親企業あるいは元請事業の指導、援助に俟つところが極めて大きいのである。

指導、援助の内容としては、必要な教材あるいは資料の提供、教育場所の貸与、講師、指導員の派遣、作業標準（作業手順）の作成などについての指導などがある。緊急時の避難訓練などは、関係請負人と一緒に実施することがのぞましい。

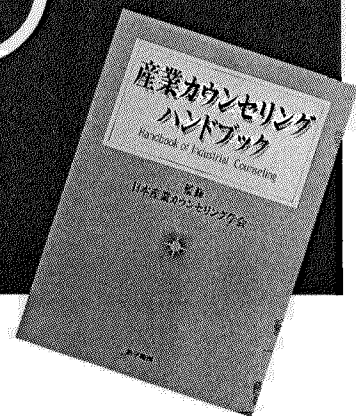
構内下請事業における安全衛生管理を充実させるためには、親企業あるいは元請事業側における積極的な指導がのぞまれる。このため、労働安全衛生法は、元方事業者に対し、構内下請事業者およびその労働者が同法に違反しないように指導するとともに違反を認めるときは、その是正について必要な指示を行うべきことを義務づけている。

●「事業場における労働者の心の健康づくり」に欠かせない1冊

これからのメンタルヘルス対策に力を発揮する

産業カウンセリング ハンドブック

日本産業カウンセリング学会 監修



本書を推薦する

(社)日本産業カウンセラー協会会長 **藤縄正勝** 氏

本書は、産業カウンセラーの日常の活動への指針にはもちろん、産業医など健康管理室スタッフ、メンタルヘルス対策担当者など、多くの方々にも大いに役立つだろう。

A 5 判・上製 総776頁
定価：本体15,000円＋税(送料380円)

詳細内容見本呈

(ホームページにも内容掲載)

ご注文は金子書房・営業部へ

〒112-0012 東京都文京区大塚3-3-7

 **金子書房**

http://www.kanekoshobo.co.jp
TEL 03(3941)0111(代) FAX (3941)0163